

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループ（第3回）議事録

令和4年2月9日（水）
15時00分～17時00分
W E B 会 議

〔出席者〕

（委員）戸田委員、松岡委員、夷石委員、仙田委員、土井委員、ヤン委員（計6名）
（文化庁）津田地域日本語教育推進室長補佐、増田日本語教育調査官、
北村日本語教育専門職、松井日本語教育専門職、ほか関係官

〔配布資料〕

資料1 「生活 Can do」等の作成に関するワーキンググループ（第2回）議事録（案）
資料2 「生活 Can do」等の提示について（案）
資料3 「生活者としての外国人」のための日本語教育の在り方について（報告）（案）

〔参考資料〕

参考資料1 「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループの進め方

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 事務局から、資料2「生活 Can do」等の提示について（案）、資料3「生活者としての外国人」のための日本語教育の在り方について（報告）（案）の説明があり、その後、意見交換を行った。
- 3 審議の内容は以下のとおりである。

○戸田座長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループを開催いたします。それでは、定足数と配布資料の確認をお願いします。

○北村日本語教育専門職

定足数及び資料の確認をいたします。本ワーキンググループは、委員3名、協力者4名の合計7名で構成されております。本日はうち6名の委員・協力者に御出席いただいております。定足数を満たしていることを御報告いたします。

続いて資料について確認をいたします。次第の配布資料の欄を御覧ください。本日の資料は、配布資料1「「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループ（第2回）議事録（案）」、配布資料2「「生活Can do」等の提示について（案）」、配布資料3「「生活者としての外国人」のための日本語教育の在り方について（報告）（案）」、参考資料1「「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループの進め方」、以上4点になります。不足等ある方がいらっしゃいましたら、お教えいただければと思います。

○戸田座長

次は議事録（案）の確認です。配布資料1の前回の議事録（案）について御確認いただき、修

正の必要がある箇所がありましたら、本日より1週間をめどに事務局まで修正点をお知らせください。なお、最終的な議事録の確定については座長一任とさせていただきたいと思います。

それでは、議事(1)「標準的なカリキュラム案」等の改定及び「日本語教育の参照枠」に基づいた「生活Can do」の作成に向けた検討について」でございます。前回の会議で議論いたしましたように、現在は「生活Can do」の作成及び検証が行われているところです。その中で取りまとめが行われている「生活Can do」について、前回の会議において、提示の仕方について御議論を頂きました。その結果を踏まえて、提示の仕方について再度提案を行います。事務局、説明をお願いします。

○北村日本語教育専門職

それでは続きまして、配布資料2を使いまして、「生活Can do」等の示し方について(案)」をします。

この資料ですが、1、内容と、2、「生活Can do」の範囲については、修正を行っておりません。ただ、簡単に確認をしておきたいと思います。内容についてですが、ここに書かれています①から③の内容を併せて報告書に収録する。そして、2、「生活Can do」の範囲ですが、生活上の行為の分類一覧の全ての項目を含むこととするという記載について、こちらは変更がありません。

続きまして、3番と4番に変更があります。(1)から(4)、こちらの要素については変更がありませんでした。ただし、前回、提示の順番に御意見がありましたので、変更を加えています。前回お示しした資料では、(4)に示しております生活上の行為の事例、大分類から事例2までが一番最初に提示されることとなっていました。レベルが一番最後となっておりますけれども、御意見を踏まえて、この順番で提示するということに変更を加えています。

また、示す場合の実際の表組み等についてですけれども、配布資料2の2ページ目を御覧ください。こちらに表がございますが、このように言語活動を初めに提示し、次にカテゴリー、レベル、その次に「生活Can do」そのもの、そして生活上の行為の事例を示すということにしております。表にする場合はこの順序でお示しすることを御提案したいと思っておりますけれども、4. 示し方の例にもありますように、紙媒体で示す場合はこの順でお示ししますけれども、必要に応じて検索や並べ換えが出来るよう、エクセルデータの形式でも公開することを予定しております。配布資料2の説明は以上となります。

○戸田座長

ありがとうございます。作成された「生活Can do」をどのように提示するかについて、案を御説明いただきました。前回の会議でも、このCan doの提示の仕方、方法については御議論をいただき、案として示しています。提示方法についての御意見などありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

○仙田委員

今回、整理していただいて、言語活動、カテゴリーが前にあって、私はこれで今日はすっと捉えることができるかなというふうに思いました。1点、言語活動のところの示し方について確認ですが、例えば「1」を見ますと、「読むこと」の前に「理解すること」というのが入るようになっていきます。これは「書くこと」の場合にはどんな形で表示されるのでしょうか。

○北村日本語教育専門職

この場合、ここにたまたま「書くこと」の例示がありませんが、「書くこと」の場合は、「書く

こと」、「書くこと」と2回提示するという、このルールでいくとそういうふうになっています。この提示の方法ですけれども、「日本語教育の参照枠」の方で提示されております、4. 言語活動の言語活動別の熟達度という表の組み方を引用する形で掲載しております。その点についても、それが分かりにくいとか、御意見があればお示しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○仙田委員

ありがとうございます。今まであまりここを意識していなかったのですが、今回こうやって前に出たことによって明確になったと思うんですが、「話すこと」には「発表」と「やり取り」という二つのものがあるということなのでこのような形になると思います。「読むこと」とか「書くこと」というのは何かそれだけでも十分に伝わるのかなという感じもするので、例えば「1」であつたら、一つ目の枠のところに「読むこと」が来て、二つ目のところが空白、「書くこと」も同じように一つ目の四角に「書くこと」が来て、二つ目のところが空白というのでもいいのかなというふうに思います。ただ、ほかの資料との整合性もあろうかと思しますので、その辺りが統一されてきちんとルール化されていけばいいのかなというふうに思いました。

○北村日本語教育専門職

ありがとうございます。そのように注意書きを足す等、分かるようにしたいと思います。

○戸田座長

他にいかがでしょうか。提示の方法はこちらでよろしいでしょうか。それでは、次に移りたいと思います。

次に、「生活C a n d o」を含む「生活者としての外国人」に対する日本語教育の在り方について（報告）（案）」について御議論いただきしたいと思います。前回の会議において昨年11月に本ワーキンググループにおいて頂戴した御意見と、昨年12月に開催された日本語教育小委員会において小委員会の委員から御意見をいただきました、その双方について適宜修正を加えております。では、その変更点を中心に事務局から説明をお願いいたします。

○北村日本語教育専門職

それでは、配布資料3「生活者としての外国人」のための日本語教育の在り方について（報告）（案）」を御覧ください。

まず、表紙の次にあります目次を御覧ください。この目次についてですが、構成についてはそれほど御意見を頂いておりませんでしたので、変更しておりません。続きまして、「はじめに」を御覧ください。「はじめに」についてですが、2ページ目の終わりの方、「今後」というところですけれども、この「はじめに」においてもどういった方に使っていただくかということを示した方がよいという御意見を頂戴しました。そのため、最後の段落に追記しています。追記部分は、「本報告が、地方公共団体等が実施する日本語教育の実践に生かされることを期待するとともに」という部分になります。

続いて、1. 現状と課題の（1）現状です。丸の二つ目です。地域における日本語教育の現状を踏まえまして、多くの地方公共団体で日本語教育が実施に至っていない地域もあるということを示した方がよいという御意見を頂戴しました。そのため、こちらに追記をさせていただいております。また、4ページに、それに対応する形で、課題として、「日本語教育が未実施の地域でも活用しやすいものとするのが求められる」というような記載を追記しております。

続きまして、（2）課題です。5つ目の丸の「標準的なカリキュラム案では」から始まる部分で

すけれども、「教材例集は示されているものの」と始まりますが、こちらの書き方はもう少し実態を表す形にした方がよいという御意見をいただきました。これを踏まえ、「しかし、地域によっては日本語教育人材の不足や研修等を実施する体制が整っていないこともあり、プログラムの編成や教材の作成が難しいという声が聞かれる」というふうに変更しております。

続きまして、2、「生活者としての外国人」に対する日本語教育についてです。こちらですけれども、6ページを御覧ください。(6)の部分です。こちらの丸の二つ目、「日本で生活することを予定している外国人」という形で、少し表現を和らげた方がよいのではないかという御意見をいただきましたので、変更しております。

続いて(7)です。主たる利用者として地方公共団体を挙げていますが、こちらの書き方について御意見を多数頂いておりましたので、変更をしています。前回会議では地方公共団体の責務を中心に構成していましたが、「日本語教育の推進に関する法律」では、その責務に基づいて、例えば7ページの冒頭にあります第26条、「地方公共団体は、この章に定める国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする」という文言や、あるいは第6条の「事業者の責務」、そして第7条の「連携の強化」、こちらに関連する部分として挙げられておりますので、その辺りの要素に触れつつ、この辺りをまとめることにいたしました。

それで、7ページの最後にありますけれども、地方公共団体と関係の団体の連携をもって日本語教育が進められるということも実際では多数ありますし、想定もされることから、事例等も含めて御紹介して、イメージの湧くような形に修正しております。この例においても御意見等をいただければと思います。

続いて9ページを御覧ください。9ページの、(7)の続きの部分です。こちらに関してです。最後の二文の部分に日本語教育機関が入っておりませんでした。教師だけではなく、そういった人たちが所属する機関との連携も想定されることから、「日本語教育機関や「生活者としての外国人」に対する日本語教師と共に」という形に変更しております。9ページ、(8)想定される学習時間の目安を御覧ください。こちらにも多数御意見をいただきまして、まず、この時間数が目安であるということが印象づけられるようにということで、目安であるということを経験数の前に明示することといたしました。この辺りも前回多数御意見をいただいた部分ですので、本日も御意見をいただければと思います。

10ページから続く部分の11ページを御覧ください。こちらに「日本語教育の参照枠」の構成図を入れております。10ページから続く部分で、「日本語教育の参照枠」と「生活C a n d o」の対応等が分かりにくいというような御意見がありましたので、「日本語教育の参照枠」と「生活C a n d o」の関係を、図を使って説明するというように改めております。

続いて13ページを御覧ください。13ページについては、先ほど御説明いたしましたように、C a n d oの提示の順番や方法を改めております。先ほど御説明したものをこちらに転記する形にしております。

続いて18ページを御覧ください。生活・文化・社会的情報の扱い方についての部分です。こちらですけれども、具体例の中に一部例示を追記させていただいたところと、あと、

(3)の扱い方ですけれども、この部分で生活オリエンテーションのこと等も取り上げておりましたが、こちらは日本語教育に関する方向性を示すということもあり、日本語教育に直接関係して提供することが望ましいと考えられる生活・文化・社会的情報のことのみを取り扱うことと改めております。

続いて19ページを御覧ください。7.「生活者としての外国人」に対する日本語教育における評価の考え方についてです。19ページ後半の最後の段落のところと、こちらに御意見を頂戴しまして、この部分は次のページの表を解説する部分であったんですけれども、ちょっと解説

が分かりにくいというような御意見をいただきまして、少し分かる形に変えさせていただきました。例えば、①の一般的な能力とその構成要素の関係ですとか、そういったことが文でも分かるように変えております。

続いて23ページを御覧ください。「(2) 日本語学習ポートフォリオの活用」という部分で最後の部分ですけれども、一般にはポートフォリオという言い方が我々が想定している意味で取られないケースもあるのではないかという御意見を頂戴しましたので、例示を示し、イメージが可能な限り伝わるように変更をしております。あと、参考資料等を入れさせていただいております。御説明は以上です。

○戸田座長

ありがとうございます。では、御説明いただいた内容について議論してまいりたいと思います。まず、報告書の前提を整理した、「1. 現状と課題」、「2. 「生活者としての外国人」に対する日本語教育について」の二つの章についてはいかがでしょうか。今御説明いただいたように、小委員会の意見を受け、変更が加わっております。特に、「2. 「生活者としての外国人」に対する日本語教育について」においては、「(3) 目的・目標」、「(6) 対象となる学習者」、「(7) 本報告の主たる利用者」、「(8) 想定される学習時間の目安」については、大きな変更を入れていきます。御意見を頂きますようお願いいたします。

○夷石委員

「1」の方に特になければ、「2. 「生活者としての外国人」に対する日本語教育について」では、(5) は変更は入っていないというお話でした。おそらく前回ここは「生活Can do」の内容ではなく、単なる「内容」という表題だったと思います。それを踏まえて、改めて(1) から順々に読んでいったときに、その前の(4) の「日本語教育の参照枠」の話から、(5) に急に「生活Can do」というものが出てきて、なぜ今回「生活Can do」というものを作ったのか、Can doを示していった理由というのが分からないように思います。つなぎ目が落ちてきているような気がするので、この間にもう一つ説明があるとCan doを使ったコースデザインにつながるような流れになるのではないかと思います。その点1点御検討いただければと思います。

○北村日本語教育専門職

はい。承知しましたので、修正案を考えさせていただきます。

○仙田委員

報告書の7ページ、項目でいうと前ページの「(7) 本報告の主たる利用者」のところです。「これを踏まえ」というところからの記述に関してなんですけれども、この報告書の位置付けのようなことが書いてあって、「ただし」のところに「本報告はあくまで在り方を示す指針であり」というようなことが書かれています。それぞれの地域の実情に応じて実施することが期待されるというような書き方がしてあるんですが、地方公共団体をはじめ、なかなか積極的な地方公共団体もあれば、空白地域も含めてまだまだこれから取組を検討されるようなところもある中で、この「指針」という言葉自体が、あくまで在り方を示すと書かれてはいるものの、やはり受け止め方にかかなり幅があると思うんです。そのことに関して、ちょっとこれはほかの委員の皆様にも聞いてみたいんですが、この「指針」というところの書き方をうまく伝わるようになればいいなというふうに個人的には思っています。他の委員の皆さんのこの「指針」という言葉の受け止めも含めて、どのようなお考えなのか、あるいはどういうふうに記述すればいいのかという

ころを聞かせていただけるとうれしかなと思っています。

○戸田座長

それでは、まずこの点について御意見がおありでしたらお願いいたします。

○松岡委員

意見ではないんですけども、行政文書として、通知とか指針とか、多分どういう位置づけなのか決まりがあると思うんですけど、この辺りを説明していただけないでしょうか。

○北村日本語教育専門職

7ページの「指針」という言葉についてですけども、確認をいたしまして、この文脈になじむような文言に変える必要があれば変えたいと思います。まずは御意見として、どういった受け止めをされるものにすればいいかということをお提案ください。それに合う文言を探したいと思います。

○戸田座長

仙田委員、何か文言で御提案がおありでしょうか。

○仙田委員

報告書がそもそも「在り方について」ということなので、恐らくこれを手に取られた方たちにこれを使って地域の実情に応じて日本語教育を実施してもらいたいということだと思われま。そういう意味では、緩やかな指針というような「スタンダード」というような位置付けのものではなくて、考慮すべき視点や観点、方向性等を目安として示すようなものであると皆さんに手に取っていただくものではないかと考えています。そういうふうにしなないと、様々な状況の自治体があり、様々な受け止め方がある中で広がっていかないのではないかと考えています。

○戸田座長

ありがとうございます。これについて、事務局はどうでしょうか。

○北村日本語教育専門職

他の委員もそれでいかがでしょうか。よろしいということであれば、そういった考え方を示す文言に修正いたします。

○戸田座長

お願いいたします。仙田委員、どうぞ。

○仙田委員

補足です。特に、この後、時間数が出てきます。あの時間数のこととかとも関わってくると思うんですけども、その辺りのこともちょっとほかの委員の方に聞いていただけたらと思います。

○戸田座長

いかがでしょうか。土井委員、お願いいたします。

○土井委員

3行目の「ただし、本報告はあくまで在り方を示す指針であり」の部分について、指針ということはどう表現するかという点だけでなく、この後、続いて「上記の役割分担を踏まえ、各都道府県及び市町村においては、「生活C a n d o」等で示された内容に適宜変更を加え、各地域の実情に合わせて」ということで、まず先にこの「生活C a n d o」の内容をカスタマイズし、その上で地域の実情に合わせて日本語教育を行うというような形になっているんです。ただ、現場のやり方からすると、恐らく各都道府県及び市町村においては各地域の実情に合わせて日本語教育とかいろんなものを考えていき、その中に更に「生活C a n d o」の項目を又変更するという順序ではないかと感じました。教育全体を地域でアレンジしてからそこにC a n d oを当てはめていきましょうという方が、私たちがこれまで考えてきたものとも合致しているんじゃないかと思います。

○松岡委員

土井委員の意見には賛成です。一方で、私が住む地域のように、どうやって日本語教育プログラムを編成したらいいのか、分からないという地域もあります。そうすると、C a n d oを示していただいたことで、それが分かるということもあり得ます。そこで、「これを踏まえ」から「期待される」までの段落全部を少し変えていただいて、地域の実情を踏まえてこのC a n d oを参照しながら日本語教育が行われることが期待されるといった形にさせていただくことは可能でしょうか。少し文言を工夫していただければなというふうに思います。

もう一点、その下に事例を入れていただいたんですが、この事例はどういう位置付けで示されたのか、御説明をお願いします。

○北村日本語教育専門職

ありがとうございます。まず、初めの土井委員と松岡委員の御意見については、その通りかと思しますので、該当部分を変えたいと思います。

また、この事例の説明ですけれども、「また」から始まる段落の最後の2行ぐらいの部分で、これを受けた事例として書かせていただきました。もう少しここに言葉を足させていただいて、これを受けて、この様子を表す事例ですみたいな形の説明を加えてみたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○松岡委員

分かりました。日本語学校ではないが専門性を有するといった機関との連携の例もあるかと思えます。そのため、少しバリエーションがあるといいのかなというふうに思います。

○戸田座長

ありがとうございます。それでは、唐突にならないように文言を加えていくということでお願いします。(6)(7)のところよろしければ、夷石委員から(8)について御意見があるということですので、お願いできますでしょうか。

○夷石委員

ありがとうございます。夷石です。2点ほど確認をさせてください。今回、目安という部分を前に出させていただいたというところで、「なお、あくまで下記の学習時間は」というところが前に上がってきたと承知しております。この部分について、「生活C a n d o」から取捨選択しプログラムを編成することとなるため、実際の対象者や状況に応じて、適切な学習時間数を設定することが望ましい」とあったんですが、これも、「実際の対象者や状況に応じて「生活C a

n do」を目標としてどれか取捨選択し」の方が私にはなじむのですが、いかがでしょうか。ただ、さっきお話があったとおり、あった方が立てやすいというような話もあるなら、その辺は皆様の御意見も聞きつつ、ちょっとこの表現を工夫していただければなと思っています。

もう1点の方ですが、学習時間の方です。これは皆様それぞれ御意見をお持ちかと思いますが、まず今回いただいた案の中の時間は前回と変わっていないという理解でよろしいでしょうか。というのも、一見、前回の方と合計時間が減っているんですが、これは生活・社会・文化的情報の時間が減ったのみではないかと思っています。加えて、前回私の方で、頂いた資料がドイツや日本の例が中心だったので、ほかの国や場所の事情もという提案をさせていただきましたが、その辺につきまして何か新しい情報があれば伺わせていただきたいと思います。

○北村日本語教育専門職

ありがとうございます。申し訳ありません。説明が漏れておりました。この部分ですけれども、生活オリエンテーションとして提供する生活・社会・文化的情報等も含めた時間数を提示させていただいておりましたけれども、生活・社会・文化的情報のところで御説明いたしましたように、日本語教育とともに提供されるもののみを取り上げるのがこの報告にとってなじむだろうということで、その部分の時間数だけ削除をさせていただいております。その他の部分については、夷石委員の御意見、オランダとか他の国も参照したらどうかというふうな御意見を前回いただいたと記憶しております。他の国等を参照しましたところ、まずB1レベルまでの、ヨーロッパの場合は統合コースですけれども、そういった学習の機会を設けているのが主たるところでいうとドイツのみであったということと、ほかの国の統合コースにおける言語のプログラムの提供の方法等を鑑みますと、オランダ等では学習プログラムを設ける以外にも独学によるところもあるようですので、ドイツを参考とすることがなじむかなということ、変更はいたしませんでした。この部分についても是非御意見をいただければと思います。

○戸田座長

それでは、今二つ御意見がありましたので、最初の方の、今回、目安であるということが先にありますということで、その次です。「なお、あくまで上記の学習時間は」というところの3行なんですけれども、これについて、皆さん御意見はいかがでしょう。先ほどの松岡委員の御意見を受けて、書き方についてはこれでよろしいですか。

○松岡委員

経験があるところ、ないところ、いろいろなタイプがあると思うので、「実際には」から「編成することとなるため」がなくてもいいのかなというのが意見です。

それから、A1からB1までに至る時間数なんですが、ドイツの場合は体系的な教育が行われています。しかも、月～金で毎日午前中勉強しなさいということで、ある意味集中コースのような形で実現をするというので示された目安ですので、逆にこれは仙田委員と土井委員なのかと思うんですが、地域の日本語教育でこうやって時間数を定めてゴールを定めて体系的にやられているところはどれぐらいあるものなのか、情報があればお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○仙田委員

この次に続くところに「週1～2回程度の開催回数かなど」と書いてありますけど、こういった形が圧倒的に多いというか、私が知る範囲ではそういったものばかりなので、そういう状況を踏まえて、この105時間という少ない時間数を当てはめると、何か毎週やって、休みなしで

1年かかる計算なんですよ。そういったような形として受け止められることがどうなのかなどというのはちょっと気がかりなところですよ。

○土井委員

自治体において、日本語教育関係の施策、特に事業が立案される際には、事業規模を予算確保とともに考えることが多いのが実情です。

○松岡委員

先ほど仙田委員が実情に基づいて、この時間数を実施する期間を例示してくださいました。それは、仙田委員の地域だけではなく、東北の多くでも同様の条件で実施されています。ただし、それはボランティアにより運営されているケースがほとんどです。一方で、これが自治体に向けたものだとすると、もし体系的に教育を展開する場合にこれくらいだと例示するということが、この部分の記載の目的だと考えられます。ここの(8)の示し方は、その目安だという目的が伝わるような情報を併記しないと、だれがどのように日本語教育を提供することを想定しているかが誤解される可能性があると感じました。(8)の想定される学習時間の目安というタイトルそのものを改編して、出来るだけ誤解のない情報が伝わるようにすべきだと考えています。

○ヤン委員

学習時間についても、恐らく諸外国での学習時間というのは、集中的に学べる環境が用意された上でのコースのまとまった時間数だと思われます。状況は違いますが、まとまった時間の教育が可能な例として、日本で言えば日本語学校等のようなコース展開ができる場合の時間数だと理解しています。現状、日本では住民として在留する外国人がまとまった時間学習できる環境は用意されておらず、自治体やボランティアによる日本語教室等でも同様です。そういった状況が子なる中で、時間数を示されると、誤解される可能性が高いとが大変危惧されるところです。

10年かけた100時間と、3か月かけた100時間、それぞれのパターンの教育効果は異なるということに記載しておくことが重要かと思います。

○北村日本語教育専門職

この時間数の条件やどういう考え方に基づいてこれが提示されているのかということをも補足するとともに、内容に合ったタイトルを付けるということで承知をいたしました。変更したいと思っています。

○ヤン委員

(7)の利用者についてコメントします。「指針」という言葉がどのくらいの拘束をもたらすのかという点が気になっています。常用漢字のように「よりどころ」という言い方であれば、もう少し利用の仕方というのを工夫されやすいと思います。「指針」となると、それに従うべきものだという拘束を感じさせる気がします。この文面からして、主たる利用者というところが最初にその利用者の姿が見えないように感じています。

○北村日本語教育専門職

おっしゃるとおりかと思いますが、分かりやすさを重視して変更したいと思っています。

○戸田座長

ありがとうございます。それでは、続きまして、「3. 生活上の行為の事例について」「4.

「生活C a n d o」等について」に入ります。「3. 生活上の行為の事例について」では、新たに「日本語教育の参照枠」に基づく構成図を盛り込むなど、分かりやすさの工夫を行いました。「3」、「4」について御意見をお願いいたします。

○夷石委員

(2)の生活上の行為の事例と「生活C a n d o」の対応についての辺りを改めて見直したところ、C a n d oを作成していったことについて、たくさんの方々が関わって「生活C a n d o」を作られたと思うんですけども、その点については特に触れずに、淡々と参考にしたこととレベル付けを行ったということのみになっています。ここですが、C a n d oを作成した方法とか作成の流れみたいのが少しあるとよいかと思います。場合によっては、昨年度の有識者会議の報告書を紹介するなど、C a n d oを作った経緯が分かる記載があるとよいのではないかと思います。この先、各現場や関係機関が、留学や就労やその他のC a n d oを作るときにそういった情報が少しここに入っていると、参考になるのではないかと思います、提案をしております。

○北村日本語教育専門職

御提案のように「生活C a n d o」の説明や作っていった経緯も簡単にまとめてあれば、理解が容易だと思いますので、御意見を参考にして追記したいと思います。

○夷石委員

続いて「4」についてです。まず13ページの新しい示し方の表の下ですが、「なお、具体的な「生活C a n d o」の一覧は参考資料として本報告に収録する」というお話でした。前回の会議で、今回まだ質的検証と量的検証を経ていないので「生活C a n d o」も(案)が付くというお話でしたが、そちらの方の理解は間違いないでしょうか。

○北村日本語教育専門職

はい。そのとおりです。

○夷石委員

そうしましたら、質的検証、量的検証もこれから行うという、いつもの文章があってもよいのかなと思います。そして、「生活C a n d o」について、現状の進捗具合、数など、教えていただければと思います。

○北村日本語教育専門職

承知いたしました。まず、質的検証と量的検証の予定について加筆するという事は承知しました。「生活C a n d o」の進捗についてですけども、本来であれば本日御提示すべきものかと思います。現在、鋭意作成中であります、現在の到達点お話しいたします。まず、12ページに提示しております「生活上の行為」分類一覧の全ての項目について、C a n d oの作成が終わったという状態です。そして今、整理も終えて、「生活C a n d o」がある程度はそろっているという状況になります。これから行いますが、更に精査をするということと、あと、現在数が全部で1,000あります、特に今年度作ったものが、うち600ぐらいとボリュームが大きいです。ただ、今年度作り出したのが、「生活上の行為」分類一覧のうち、「V子育て・教育を行う」と「V働く」で、この表を御覧いただいても全体の3割ぐらいはあるので、かなりのウエートを二つで占めるということには変わりがないですが、一方で多過ぎるとい

うこともあります。この精査が求められますが、昨年度調査研究の中で外国人の皆さんにこの生活上の行為の事例の頻度と日本語で出来るかという程度についてアンケートした結果がありますので、その辺りも参照しつつ、優先順位を付けまして、バランスのよい形に整えたいと思います。

○夷石委員

ありがとうございます。皆さん、1,000という数を聞いたときに、おおという顔をされましたけれども、作られた皆様の努力の賜物かなとは思いつつも、これが見られることをまずは楽しみにしております。

○戸田座長

それでは、「4」について、ほかに何かありましたらお願いいたします。「3」に戻っていただいても構いません。

○土井委員

14ページの一番下の「(4)「生活C a n d o」を参照するにあたっての留意点」というところについて意見を述べます。これまでも議論があったとおり、必ずしも日本語で全てやり取りができるようになるということを目指しているわけではなく、必要に応じて外国人の母語で対応の方が適切な場合があるということもあると思います。その最後の1行の書き方なんですけれども、「また、こうした対応」、つまり、外国語での対応というのが、「日本語教育の効果を高めることにつながると考えられる」という点について、本当にそうなのか疑問に思うところがあります。これまでの議論の中では、多文化共生社会に向けた日本語教育を推進するというのが法律でも掲げられていて、日本語教育だけを押しつけるものではないということを理解してもらおうという理由でこういったことが指摘されていまして、それを受けてこういったことが記載されているのだと思います。ただし、母語で対応した方が日本語教育の効果の面からも良いという議論は今までなかったと思うので、この表現は違和感を覚えました。

○北村日本語教育専門職

ありがとうございます。御推察いただいたとおりの意図で入れています。ただし、その前の文で、この部分で訴えたいことは書いているかなと思いますので、問題がなければ削除するというにしたいと思います。委員に御同意いただけるのであれば、こちらは削除させていただきたいと思います。

○各委員

(同意)

○北村日本語教育専門職

では、削除させていただきます。

○ヤン委員

この(4)のタイトルですが「「生活C a n d o」を参照するにあたっての留意点」とあるので、もしこれに従うのであれば、「生活C a n d o」として出されたものを活用してアレンジするのか、そもそも各地域で把握されたニーズを「生活C a n d o」と合わせてプログラミングしていくのかといった記述がここに来るべきではないかと思いました。おそらく両方あり得

るかと思しますので、御検討いただければと思います。

○夷石委員

私も、今回この留意点という言葉が出たときに、書いてある内容は今まで議論されていたことが載るんだと私も理解しました。ただし、C a n d oを参照にするときの留意点、上の活用方法とちょっと重なるところもあるかと思えます。そもそもC a n d oを使って何かしようと思ったときに、そのC a n d oというのは私どものJ F日本語教育スタンダードでも同様のことを言っていますが、全ての言語行為を示しているものではなく、他にもいろいろな言語活動があって、C a n d oが例示としてであると説明しています。オリジナルのものを作るのもよし、この中から選ぶのもよしというような、その自由度というところがこの活用方法と留意点のところの間にうまく入るといいのではないかと思います。

○ヤン委員

そうすると、自由度が上がるということになるので、学習時間はどのように示していけばいいのかが気になっています。学習時間は示された方が私も扱いやすいとは思いますが、自由度が高まるとその時間数の設定がしにくくなるのではないかと危惧します。何かいい御意見が皆さんもありましたらお願いします。

○戸田座長

何か御提案はありませんでしょうか。

○仙田委員

私も今すぐには思いつかないんですが、今、ヤン委員がおっしゃったことは本当に大事なことだと思います。是非ここでは触れていただくといいなと思います。ただ、具体的な記載については、考えさせてください。

○戸田座長

いかがでしょうか。この自由度、柔軟性と時間数というところをどう考えていくのか。松岡委員、お願いいたします。

○松岡委員

「日本語教育の参照枠」を活用したプログラムの編成方法は、活用の手引の方で事例を出しているんです。その事例をこの報告に入れられるかどうかは別として、事例をいくつか組み合わせ、こうした組み合わせだったらこれぐらいの時間数がかかるといった提示の仕方ができないかと思いました。そうすれば、プログラムを作り込んでいくときの参考にはなるのではないかなと思います。島根の例もその一つだと思いますが、それが時間数と紐づいていると、それをうちも使ってみようかとか、ここが違うかなとかというように参考としていただけるとは思えないかと考えています。ただ、先ほどのレベル到達を念頭に置いた時間数は、ゴールを想定したプログラムの時間であることは理解しています。そのため、先ほどの記載を、長期的なゴールを見据えたプログラムにも意識を向け、出していく必要があるかなと思います。

○戸田座長

ありがとうございます。大変難しいところではありますが、事務局、いかがでしょうか。

○北村日本語教育専門職

今、ヤン委員より御提案いただきました、地域の実情に応じて可変性もあるという点について、こちらにも加筆ということでもよろしいですか。両方というのは、両方に書いておくという意味で受け取ってよいのでしょうか。

○戸田座長

ヤン委員、いかがですか。

○ヤン委員

両方に書くべきなのかどうかという点ですね。

○北村日本語教育専門職

あるいは、両方に触れつつ、前の方は少し軽いというか、触れるぐらいにして、こちらにしっかり書くということでもいいかなと思いますがいかがでしょうか。

○ヤン委員

それよいと思います。

○北村日本語教育専門職

では、そのようにさせていただきます。あと、夷石委員に御指摘いただいたC a n d oというものの捉え方について、全ての言語活動を示すものではないというようなことは正に留意点かと思しますので、記載したいと思います。あと、今御議論いただいた中で決定したことというか、ある程度委員間で同意を得られたことはその二つかなと思いますが、その他はいかがいたしましょうか。

○戸田座長

松岡委員から、例の提示というお話がありましたけれども、これについてはいかがでしょうか。

○松岡委員

事例収集は、今から間に合うのでしょうか。

○北村日本語教育専門職

例えば、「日本語教育の参照枠」の活用のための手引の方には、仙田委員や島根大学の佐藤先生にも御協力いただきまして、例を入れさせていただきました。そのため、使い方だとかそういったところはそちらを参照とするとか、そちらから少し抜粋をさせていただくとか、何らか触れる形はどうかと考えます。この報告自体もそういった他の分科会報告等を参照していただきつつ使用される想定で作っています。そのため、そことリンクしていくといいかなと思っておりますが、仙田委員はいかがですか。何か御意見があればお聞かせいただきたいのですが。

○仙田委員

それとは異なる話題になってしまうのですが、発言させていただきます。時間数との絡みのことでずっと考えているんですけど、ここで想定されている学習時間の目安というのは、0からA1、A1からA2というふうにレベルが上がっていくときに目安としてこれぐらいの時間が必要ですよということが書いてあります。そのことと、これから地方公共団体が予算を取って、C a

n d oを参照しながらコースを設定していくときに、実際に設定できる時間数というのは恐らく差が大きくなってくると思います。私自身は、それぞれの地域の実態があってもいいと思っていて、そこには予算的な財源の裏付けみたいなことも当然考慮には入ります。例えば、技能実習生がかなり大半を占めるようなところであれば、昼間は働いて技能を習得しているわけですし、集中コースで100時間開講しても学習希望者は集まらないかと思えます。こうした場合は、やはり週1回の学習時間しか確保できない。その中でコースを設定していくことに結局なっていくと思えますし、それが実情だと思えます。現状の外国人の受入れ制度の中では外国人を取り巻く環境が多様であるわけですから、そういった多様な状況に合わせた日本語教育コースでよいということがうまく示せるような事例や書き方につながるとよいと考えています。何か他の委員から御助言があれば頂戴したいと思います。

○松井日本語教育専門職

事務局から補足説明いたします。学習時間というのは非常に悩ましい問題で、もともとの「参照枠」の基になったCEFRに関するレベルごとの学習時間というのは示されていないと思います。各国の移民に対する言語教育に関しましても、調べた限り、学習時間をレベルごとに明示的に示しているのは、入手できた範囲でストドイツの事例しかありません。先ほど御指摘があったオランダの事例というのはいわゆるA2の市民統合テストに合格というところまでしか示されていないと理解しています。オランダ政府に関しましては、市民統合テストにA2のテストに合格することを求めている中で、どのように学習をし、どのように学習時間を定めるところは2013年以降は民間に委託されたものと思います。あと、学習者の独学等も求められる中で、この報告書において学習時間を定めようという意図は、基本方針にも示されましたとおり、「自立した言語使用者」というところまでを、今後国と地方自治体の責任において日本語教育を実施するというところに拠ります。現状は、いわゆる初級と言われるA2程度の日本語能力を目指すことが一般的であると言われてはいますが、さらにその先の、自立して自身の生活を営むことができるだけの日本語能力を身に付けるということを求めていくためには、やはりある程度の学習時間を示さないことには次の段階に進めないと考えています。そのように学習時間を確保することある程度明示することによって各自自治体等が、それに向けての体制整備の一助となるようなという、次の構想も考えまして、B1までの学習時間を仮でも示せないかというふうにございます。現状、やはりよくある、多くても1回1時間半で週2回勉強して、週3時間といった教室ですと、1年で40週間やっても、多い人でも120時間ぐらいかと思えます。こうした現状の中で、B1を目指すというところは非常に乖離がありますが、そういう現状を踏まえた上で、次にどのような体制整備が目指していけるかという点においてこの学習時間を示すことの意味を考えたいと思います。週3時間、40週間で年間120時間であっても、A1、A2には到達が可能と考えられます。ただし、単純に比較は出来ないんですけども、ある程度特定技能等の受入れも考え、日本語能力試験を合格するための学習時間をイメージしてA2の学習時間を検討したという側面もあります。こうした民間試験の学習時間や、外国人受入れ制度等に対処しても、この学習時間との齟齬が著しく発生している状態では問題がありますので、そこも含めてこんな時間になっていると御理解いただければと思います。

さらに、B1を目指す上で学習時間がどれぐらいか、こちらもあくまでも手がかりとして示すと考えたときに、ここがこの報告書が場合によっては非常に遠い先を見ているというふうな印象を持たれるかと思えます。ただし、事務局としては、ここで一つ新たな手を打っていきたい、くさびを打っていきたいという意味で、このような学習時間を示しているというところでございます。B1までの学習時間というところは、委員の皆様から御意見いただいたとおり、様々な課題をはらんでいます。ただし、基本方針に基づいた今後の課題として示していくというような丁寧

な書き方をしていきたいというふうに思っております。

一方で、自治体が行う日本語教育においてB1まで目指すというコースも、数はまだまだ少ないながらも、少し出てきています。そういった事例を先進事例として、可能であれば取り上げつつ、どのように学習時間を積み上げていくか検討を進めていく必要があると思います。もちろん、場合によっては、A2レベルであってもA2で出来るバリエーションを広げていく方が大事だという考えもあるというところは承知の上で、基本方針で示された自立した言語使用者というものの責務をどう果たしていくかという視点でこの学習時間というのを捉えて、今回が最終回になりますけれども、今後も委員の皆様からもいろいろ御指導いただきたいと考えているところでございます。

○松岡委員

そうすると、時間を何レベル何時間という書き方だと、誤解を招きかねないと思います。例えば韓国の社会統合プログラムの場合だと、100時間ずつ4ステップでB1に行くか行かないかぐらいのところまでをやっています。そういった事例を提示するとか、ドイツだったらこういうのでこのくらいだと提示した方がイメージは付きやすいのかなと思いました。あと、韓国の統合コースの中で、学習に多大な労力、時間がかかるのだということをちゃんと宣言してあるんです。なので、その辺りもちゃんと分かるようなメッセージというのを示しておく、言語教育・言語学習は時間がかかる、確保すべきものであるということが伝わるとと思います。ここの部分は、想定する学習時間の目安というよりは、こういうレベルに到達するまでの過程を例で示すべきと考えます。一方で、国内ではそのようなコースはできないといった意見も上がるかもしれません。例えば一例として、手引に書いてある島根県の例やいくつかのプログラムを組み合わせているといった例を別の形で示した方がよいというふうに思います。そのため、時間的にもここに例まで入れ込むのは難しいと考えました。

○ヤン委員

今、松岡先生に照会していただいた韓国の例ですと、社会統合プログラムで、ゼロ段階から4段階まで、つまり、五つの段階が韓国語と韓国語文化で100時間ずつとなっています。その後、5段階目まで行くと、永住や帰化するという段階の試験を視野に入れた内容となってきます。また、日本の事情は韓国とは若干違う気はしますし、韓国のプログラムはCEFR準拠ではなく独自にやっているものです。そのため、今回の参照枠とかCEFRを根拠にするとすると、韓国の事例は合わないのではないかと思います。あと、時間数を示した方が各市区町村で使うときに参考になりやすいと思っていたので、時間数は必ず示していただきかったですね。ただ、それはあくまでプログラムされた時間数という想定でいます。コースデザインされていないものが100時間あっても、最終的にその受講者がA1やA2まで到達したは言えませんので、そういった到達度を担保していかなければならないと感じています。担保するというのは〇〇時間かけたからこのレベルに到達したということではなく、つまりアセスメントも含めてプログラムとしていく必要があるということです。

あと、もう一つの気になるところは、私がこれまで触れてきた地域における日本語教室は、基本的に週一回、90分なり120分なりなんです。非常に学習時間が限られています。それが各地域で日本語教室同士がつながっていて、月曜日はこの教室に行き、水曜日はあっちの教室に行きといったということが記録され、その学習内容が複数の教室で共有されるような仕組みがあれば、時間数が少なくても学習時間が確保できるかと思います。ただ、されていないところの方が圧倒的に多いかと思います。そのため、きちんと日本語教育の専門家が入っていて、今、7ページにあるような事例、日本語学校等の事例があるのであれば、「各市区町村で日本語教育

関係者と連携し」というところが強調した方が、今後、各地域での連携が進むと思います。あるいは、地域に日本語学校等がないのであれば、大学でも専門学校でも専門家を探さないというような気持ちにはなるのではないかなと思います。

○北村日本語教育専門職

はい、ありがとうございます。今のヤン委員の御意見は、特に、先ほど御意見いただいた時間数を示す場合の条件付けをしっかりと提示するということにつながってくると思います。これだけのプログラムを体系的に組むのであれば、日本語教育機関との連携等も必要になってくとも思いますし、その前のページにも記載があるわけですから、その辺りを関連させて、条件も伝わるように改めたいと思います。

○戸田座長

今、ヤン委員からの御提案で、時間数を示すということは一つの目安になるということではあるけれども、条件付けをしっかりとするという御提案について、皆様、いかがでしょうか。

○土井委員

今、ヤン委員をはじめ、皆さんから時間の条件付けとかというのを少し具体的に書いていこうというのは本当にそのとおりだと思います。ただし、これを参考にして時間数を考えていくにも、やっぱり一桁で端数が出ているというのは非常に組みづらいと思います。そのため、約〇時間といった形に丸めた方がいいと思います。また、幅もありますので、100から150とか、150から200とか、250とかという50単位ぐらいで提示していただけると、自治体が実際に計画を立てるときや予算を組む際にもやりやすいのではないかなと思いました。

○戸田座長

ありがとうございます。事例の紹介についてはいかがでしょうか。

○松岡委員

現在分科会で検討している手引の記載はあっていいのかなと思いますが、それ以上は難しいと考えます。

○戸田座長

承知しました。

○松岡委員

11ページに、参照枠の「生活Can do」の構成の図を示していただいているんですね。それで、抽象から具体にというので生活、留学、就労とあるんですけども、その下に、「現場Can do」があります。これが、一体何を表すのか分かりにくいと思います。もしこれをここに出すのであれば、生活の場合の具体例があるとよいかと思いました。これはどのようなイメージなのか教えていただけるといいでしょうか。

○松井日本語教育専門職

こちらは今回作成を進めているCan do、いわゆる「生活Can do」というものがこの緑の大きな枠のところなんです。それで、下のCan doは、この「生活Can do」を基に、そのまま使っていただいてもいいですし、改編してもらってもいいですし、あるいはこの

「生活C a n d o」を基に自由に作ってもらってもいいと考えています。C a n d oの中で、それぞれの、特に地域の日本語教育の現場でそれぞれ作成していただくC a n d oを「現場C a n d o」と呼んでいます。ですので、この「現場C a n d o」の事例等々については、例えば島根で作られているカリキュラムに対応した独自のC a n d oであると位置づけています。そのようなものが想定されるというように、ここの「現場C a n d o」のところも少し見せ方を工夫していきたいと思っています。

○松岡委員

ありがとうございます。

○戸田座長

それでは、少し先に進みたいと思います。続きまして、5の活用方法、6の漢字を含む文字の扱い方についてです。6の漢字を含む文字の扱い方については、日本語教育の参照枠より引用されていると思いますので、その提示の仕方についても御意見があればお伺いしたいと思います。

-○仙田委員

6についてですが、今回、以前「社会・文化的情報」と呼んでいたものを「生活・文化・社会的情報」と名称も変更されて、想定される内容が示されています。この想定される内容等については特に意見はないんですけれども、生活・文化・社会的情報という名称の付け方について意見を述べます。(2)の想定される内容を見ると、出入国在留管理庁が作成された「生活・就労ガイドブック」でも扱われているような情報と似通っている印象を受けました。「生活・就労ガイドブック」では、「生活情報」を扱うという姿勢を一貫して貫いている印象を持っています。実際、手続や制度の説明というようなものは「生活情報」という扱いでよいと思います。これまでは「文化・社会的情報」と呼んでいて、今回このように「生活」という言葉も入れて生活情報を取り扱おうと、「文化・社会的」という部分は「生活情報」を指すのではなく、むしろコミュニケーションの文化・社会的側面を指すといった整理の仕方でもできるような気がしています。そのような整理の仕方については、いかがお考えでしょうか。

○松岡委員

今、仙田委員が御指摘になったように、具体例がまさに制度に関わるような情報例になっていて、もう少し地域でコミュニティの中で説明するとよい、知っておくといふようなことという例を現状の「生活C a n d o」の中から挙げていった方がよいような気がします。例えば、「状況に合った適切な挨拶をする」とものの中でしたら、その地域でこのようなときはこんな挨拶をするとか、こんなやり取りをするとかというものがあってもよいと思います。例えば、自治会の付き合いに関する例などです。「生活C a n d o」にたくさん出てきていると思うので、その辺りを拾い上げ、タグ付けをしてもよいのではないかと思います。このようなここに挙げられているようなものは、すでに多言語で用意されている地域が多いと思います。そのため、日本語教育の中で取り扱わなくても情報は得られると考えられます。これらの状況を受けて、日本語教育の「生活C a n d o」の中にどのように取り入れていくかを考える必要があります。一方で、C a n d oは、そういった情報提供も併せて行う前提で作成されるものかと思います。オリエンテーションだけ取り出すというやり方だけではなく、プラスアルファで教室の中でも情報提供を行い日本語教育を一層効果的なものにするという考え方です。これらの状況を整理した上で、それに合った形に改編してはいかがでしょうか。

○仙田委員

今、松岡委員がおっしゃったように、状況に合った適切な挨拶に関する情報というのは、「生活C a n d o」とも絡めて扱っていくといいのではないかと考えています。恐らくそのようなものを想定しているということであれば、他の例を少し書き替えていただいて、そのようなものが生活・文化・社会的情報なんだと整理されれば、理解しやすいと思いました。

○ヤン委員

では、今ここに挙がっている具体例で、挨拶以外は同じ種類で、挨拶だけが何かすごく違和感があります。生活・文化・社会的情報をルールや制度と整理した場合、挨拶は入ってこないような気がします。挨拶のようなものは、この後、CEFRの例で出てくる叙事的知識に近いのかもしれない。これはこれで「生活C a n d o」には直接入らないけれども、このような情報は、多言語の情報として別途入手できると整理するのか、そもそも挨拶みたいなものまで全部入れるのかといういった議論が必要だと思います。入れる場合は、挨拶に類似するものも入れることが必要になってきます。現状は、いろいろなものが含まれている状況ですので、キチン分類するなどの作業が必要だと思います。

○北村日本語教育専門職

ありがとうございます。御指摘のとおりで、この辺り、ちょっと整理が甘かったなと反省をしているところです。御意見を参考に改めたいと思います。

実際に、今、作業の状況としては、「生活C a n d o」が揃いましたので、それに伴って提供すべき生活・文化・社会的情報を選び出している状況です。「生活C a n d o」をざっと見ますと、例えば先ほど子育てとかの家庭では、もう少し文化的なものが出ているのではないかとというような御指摘がありました。やはり子育ての際の文化的違いを踏まえてみたいな条件づけがされたC a n d oがあったり、生活・文化・社会の中でも、文化・社会によるような内容の「生活C a n d o」はかなり出現してきています。そのため、そこの辺りを反映した情報提供が可能になりたいと思っておりますし、この例示についても、それらを参考に書き直したいと思います。

○松岡委員

あともう一点、扱い方のところに入ってくると思いますが、「日本語教育の中で扱うようにすることが望ましい」という一段落目の最後に文言があるのですが、言語教育の現場で扱うときに、これ、ドイツの統合コースの改訂版のカリキュラムを見ていたときにすごく思ったことなのですが、「日本はこうだ」ということを一方的に伝えるだけではなくて、自分たちの生活、文化がこのように違うとか、ここがよく分からないんだということを外国人側から意見を表明したりといったこともできるようにならないと、共生という話にはなっていないと思います。その扱い方のところで、そういったことを取り上げる必要性の示唆が入ると良いと考えます。

○北村日本語教育専門職

はい。ちなみにどのように入れる可能性があるでしょうか。

○松岡委員

一方的に日本の生活・文化・社会的情報を提供するだけでなく、それをも日本語教育に盛り込み、お互いの文化を相互に知るような活動も扱うことが望ましいといった示し方が必要かと思います。そうしないと、双方向性が失われてしまう可能性があります。

○北村日本語教育専門職

承知しました、検討いたします。

○ヤン委員

いつもこのようなリストを見ると、これで授業ができるかなというのを考えます。自然災害、地震の話とか、冠婚葬祭の話とか、年金の話とかは、情報を伝達するだけでは授業にならないと思います。それはあくまで情報提供になるので、そういったものには翻訳とか通訳とかを介し、ディスカッションが必要なものについては授業として教育内容に盛り込むといった提案があるとよいと思いました。

○土井委員

17ページが一番最後の白丸のところに、この漢字学習、特に基礎漢字の習得について、「ICTなどの様々な学習リソースを活用することも有効な手段」と書かれているんですけども、そういったものはどこにあるんだろうか、どれを使えばいいんだろうかと思われる方もいらっしゃると思います。もちろん、ネット検索すればいろいろあつたりもするとは思いますが、特定のツールをお勧めするというのも、なかなか難しいと思うんです。そのような意味では、そうすると、文化庁では、近年、ICTを活用した「つながるひろがる にほんごでのくらし」という日本語学習サイトが作成されています。会話を中心に「生活Can do」に沿った内容が今たくさん作られていると思うんですけども、今後その中のコンテンツの一つとして、つながるひろがるの中のメニューの一つに基礎漢字が学べるようなものができると、例えばこういったものを使えばいいんだなというのがすぐ結び付くかなと思います。日本語の文字ということで、少し紹介はありますが、学習につなげるには少ないように思います。そのため、そういったものの開発も進めていただけると、より実効性が上がるように感じました。

○北村日本語教育専門職

承知しました。この件に関しては、事業の話になりますけれども、「外国人受入れ・共生のための総合的対応策」の中にも、日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」を「日本語教育の参照枠」に合わせたものにしていくということは明記がありますので、その際の検討材料とさせていただきますと思います。

○松岡委員

16ページの漢字のもので、「生活Can do」は一応自立したところまでの半分と承知しているので、その熟達のところまで生活分野では広がっているのは大丈夫なかなと気になりました。

○北村日本語教育専門職

御指摘、承知しました。この図は「日本語教育の参照枠」からの引用という形でそのまま持ってきたものです。この報告では、自立した言語使用者のところまでを目指すというようなことは前提としてあります。それが分かるよう、前の構成図の中でも示したように、参照枠の図表を引用しつつ、この報告書に合った範囲を示すというふうに、構成図では赤枠で生活の部分にくくりました。そういった形で、この報告書の範囲が正確に理解いただけるように工夫をしたいと思います。

○松岡委員

よろしくお願いします。

○戸田座長

この生活・文化・社会的情報の扱い方についての「(3) 扱い方」について、前回の会議では、こここのところに「生活者としての外国人」に対する日本語教育を実施する機関、団体においては、生活オリエンテーションを実施する地方公共団体、機関、団体と連携する必要があるという、「連携」という言葉が入っていたかと思います。これについても加えていただければと思います。

○北村日本語教育専門職

承知しました。生活・文化・社会的情報を提供するためには、連携はすることが多い、更に言えば、かなり高い頻度で連携した上で行うと思いますので、補足したいと思います。

○戸田座長

最後に評価のところ、「生活者としての外国人」に対する日本語教育における評価の考え方について議論していきたいと思います。このところでは分かりにくさの指摘がありましたので修正がされています。また、ポートフォリオについての事例を紹介しています。御意見があればお願いいたします。いかがでしょうか、新しく加えられたところもありますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○松岡委員

用語が専門的かと思います。行政向けということであれば、説明が必要ではないでしょうか。

○北村日本語教育専門職

「日本語教育の参照枠」には、説明がありますので、そちらを参考にしつつ、注釈を入れたいと思います。

○ヤン委員

ポートフォリオ評価については、何か例が入りますか。

○北村日本語教育専門職

入れることは可能かと思いますが、いかがでしょうか。

○ヤン委員

以前の日本語能力評価とかですと、社会生活の記録とか学習の記録とか生活上の行為の達成の記録とかというのが、何か紙媒体で空欄だけになっていたように記憶しています。生活上の行為は、チェックする、丸付けをしていくといった形になっていたと思います。また、社会生活の記録とか学習の記録は、日付があって、今日何をやったかというのを書く、本当に何も書かれていない空欄の表しか多分なかったように記憶しています。加えて、実際に現場でそれを使おうとしたら、書けないケースが多く、ポートフォリオとして成立するかといった点を懸念しています。

○北村日本語教育専門職

この報告では、日本語学習ポートフォリオというものがあって、過去に取りまとめが行われたと

いうことを紹介するのみになっておりますけれども、その辺り、いかがでしょうか。例えば、それをもう少し詳しく、使い方も含めて紹介した方がよければ、こちらに紹介いたしますし、ほかの別の事例を、今、23ページに事例を紹介しておりますけれども、この事例のような形で具体例を示すことでその考え方が伝わるということであれば、そういった工夫もいたします。いかがでしょうか。

○ヤン委員

地域ごとに、団体ごとにやり方が異なるのであれば、例は示さなくてもいいかなとは思いますが、評価をこのように、いわゆる記録を残していくことの方がポートフォリオ評価では大事なことだと認識しています。であれば、今、可児市の例がありますが、例えばこの団体ではこうしているといった例があった方がよいような気がしています。

○松岡委員

今、文化庁が出しているポートフォリオの例はあった方がいいのではないかなと思います。学習記録は地域の教室でもつけているところが結構多いと思うんですね。ただ、それはつけっぱなしになっていて、では、その人はどれぐらい伸びたのかなということを振り返ったりということはほとんどしていらっしやらないと思います。そのため、付け方はこうです、生かし方はこうですみたいなものは、どこかに示しておいていただけるといいのかなと思います。

○夷石委員

ポートフォリオの例はとても難しいと思います。そして、ポートフォリオをある程度理解しても、実際の現場でうまく機能しない、どう使ったらいいかと試行錯誤するということの繰り返しだと思います。私もJF日本語教育スタンダードの開発のとき、よくポートフォリオの話をしたり、ディスカッションをしてもらうときに、かなり苦労しております。そのため、実例は地域によって、人それぞれだとは思いますが、おそらくヤン委員がイメージしているのは、実際に使っているものの写真とか、それが幾つかあればよいのではないかと感じました。

○ヤン委員

例を示すことで、そうしなきゃいけないのかなと思われる可能性もありますが、例がないとイメージが付きづらいということもあります。また、学習者にその重要性が伝わらず、活用されない可能性もあります。

○夷石委員

おそらく、「日本語教育の参照枠」に私どもJF日本語教育スタンダードのポートフォリオ構成の図を示していただいたと思いますが、もし例を示すのもいいということであれば、この図よりは、私どものJF日本語教育スタンダードの冊子に、実際に学習者が書いてくださった例とか、評価表の一覧があります。それを示し、リンクを提示してはいかがでしょうか。ただ、ポートフォリオの示し方は難しいなというところは皆さんの意見に同意します。

○北村日本語教育専門職

あと、もう一つ情報提供させていただきたいと思いますが、現在、取りまとめを同時に進めております日本語教育の参照枠の活用のための手引についても、その中に一部、学習記録ですとかポートフォリオの実例、触れている部分がありますので、ちょっと御紹介だけ、専門職の松井よりさせていただきます。

○松井日本語教育専門職

ポートフォリオに関しましては、手引で生活、留学、就労それぞれ、ポートフォリオの部分、必ずしも三つの要素が全て入ったものではありませんが、それぞれの事例において、ポートフォリオの例を紹介しているところです。特に留学においては、ポートフォリオの実例についてはページを割いておりますので、これは留学生用の非常に精緻なものですので、地域日本語教育においては少し詳細すぎる印象はあります。ただし、そのようなところの例もリンク等々貼りながら、同時に御提案いただきましたJF日本語教育スタンダードのリンク等々も考慮して、少し事例を示せるような形で加筆をしていきたいと思っております。

○増田日本語教育調査官

今回取りまとめでいただくものはあくまで審議会報告で、手引とか、マニュアルとか、現場の方が見て、これで指導の現場に還元する、すぐ使えるという位置付けではありません。自治体の職員の方が見て、ポートフォリオって何だろうというもので例を見るのはいいと思うんですけども、もう少し具体的な教育モデルは、「生活C a n d o」を活用した教育モデルというのは、令和4年度の文化庁の新規事業で現場のモデルとなるような「生活C a n d o」教育モデルというのは評価も含めて開発をしていただくような予定になっています。そのため、具体的については、その事業成果がまとまるのを待ってもよいかと思っております。

○松岡委員

だとすると、参考文献が後ろにあるので、そこの辺りに少し入れ込む形でリンクを貼りつけるぐらいの扱いでよろしいのではないのでしょうか。

○夷石委員

今あった参考文献のところなんですが、手引等には私どもJF日本語教育スタンダードのURLを入れておいていただいたんですけども、今回も4ページや「生活C a n d o」にもいろいろ採用していただいているという経緯もあるかと思うので、よろしければJF日本語教育スタンダードのURLも追加していただけるとありがたいです。御検討ください。

○戸田座長

他に何か付け加えたいことがありましたらお願いいたします。ないようですので、本日の議事は終了となります。何か事務局から、今後の予定などがありましたらお願いいたします。

○北村日本語教育専門職

ありがとうございます。今後の予定について、お話をさせていただきます。今後は報告の修正を今日の御指摘等に準じて進めるとともに、「生活C a n d o」作成の作業を継続的に進めたいと思っております。その上で、次回の日本語教育小委員会において御報告させていただきます。

○戸田座長

それでは、これで第3回「生活C a n d o」等の作成に関するワーキンググループの会議を閉会いたします。皆様、御協力ありがとうございました。

— 了 —